

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集の結果について

令和6年2月8日
厚生労働省医薬局
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（案）について、令和5年12月13日から令和6年1月12日まで電子政府の総合窓口等において御意見を募集しましたが、当該改正案に対する御意見は寄せられませんでしたので、その旨ご報告いたします。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。